

鹿児島県公報

令和8年1月23日(金) 第687号の3



鹿児島県

発行鹿児島県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編集総務部学事法制課
定例発行日(毎週火, 金)

目次

(※については例規集登載事項)

ページ

規則

○鹿児島県職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則(※)(総務事務センター取扱い) 1

規則

鹿児島県職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月23日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第1号

鹿児島県職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員等の旅費支給規則(昭和26年鹿児島県規則第36号)の一部を次のように改正する。

第1条から第4条までを次のように改める。

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、鹿児島職員等の旅費に関する条例(昭和26年鹿児島県条例第26号。以下「条例」という。)において使用する用語の例による。

(条例第2条第1号に規定する規則で定める旅行)

第2条 条例第2条第1号に規定する規則で定める旅行は、熊本県又は宮崎県に隣接している市町村にある在勤公署に勤務する職員が、当該在勤公署が所在する市町村に隣接している熊本県又は宮崎県の市町村を目的地とする旅行とする。

(条例第2条第8号に規定する規則で定める者等)

第3条 条例第2条第8号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行業者
- (2) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第13条第1項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法(大正10年法律第76号)第4条に規定する軌道経営者
- (3) 海上運送法(昭和24年法律第187号)第23条の3第2項に規定する船舶運航事業者
- (4) 航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業を経営する者
- (5) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第7項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者
- (6) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業を営む者
- (7) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第7条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)第55条第1項に規定する貨物利用運送事業者
- (8) 外国における前各号に掲げる者に相当するもの
- (9) 割賦販売法(昭和36年法律第159号)第31条に規定する登録包括信用購入あつせん業者(県との契約によりカード等(同法第2条第3項第1号に規定するカード等をいう。次項において同じ。)を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。)

2 条例第2条第8号に規定する規則で定めるものは、役務及びカード等とする。

(条例第3条に規定する規則で定める場合等)

第4条 条例第3条第6項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 条例第3条第2項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

(2) 条例第3条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第18条、第20条第1項及び第21条第2項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であつて、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

2 条例第3条第6項に規定する規則で定めるものは、条例第26条第2項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)については、条例第10条第1項各号、第11条第1項各号、第12条第1項各号及び第13条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第6条並びに第13条第2項の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとつたにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとつたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

(2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(旅行諸雑費及び宿泊手當に相当する部分を除く。)及び家族移転費(旅行諸雑費及び宿泊手當に相当する部分を除く。)については、当該各種目について条例第15条、第16条、第18条、第19条及び第20条第1項並びに条例第6条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとつたにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとつたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

(3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額

3 条例第3条第7項に規定する規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 交通事故その他の条例第3条第7項に規定する者の責めに帰することができない事情
(2) 第1項第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

4 条例第3条第7項に規定する規則で定める金額は、次に掲げる金額とする。

(1) 現に所持していた旅費額(交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものと含む。次号において同じ。)の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例及び第12条から第15条までの規定により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額

第5条及び第5条の2を削り、第6条を第5条とする。

第7条中「(在勤地内の旅行を除く。)」を削り、同条を第6条とする。

第7条の3から第9条までを削り、第7条の2を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

(旅行命令票等)

第7条 条例第4条第1項各号に規定する旅行命令又は旅行依頼は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によつて行わなければならない。

(1) 出張(第4号に掲げるものを除く。)のための旅行命令 旅行命令票(旅行命令簿)(別記第1号様式)又は知事が別に定める様式

(2) 出張のための旅行依頼 旅行依頼票(別記第2号様式)又は知事が別に定める様式

(3) 赴任のための旅行命令 赴任旅行命令票(別記第3号様式)又は知事が別に定める様式

(4) 条例第9条第2項に規定する日額旅費(以下「日額旅費」という。)を支給する出張のための旅行命令 日額旅行命令簿(別記第4号様式)

2 前項の旅行命令又は旅行依頼のうち別に定めるものについては、同項の規定にかかわらず、

庶務事務システム(職員等の服務、給与、福利厚生、旅費等に関する事務を処理する電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して行うことができる。

(旅行命令等に従わない旅行)

第8条 旅行者が条例第5条第1項又は第2項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る書類を提出しなければならない。

本則に次の9条を加える。

(請求書及び必要な書類等)

第10条 条例第8条第1項に規定する別に定める請求書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第2条第3号に規定する出張に伴う旅費 旅費請求書(別記第7号様式)又は知事が別に定める様式
 - (2) 前号に規定する旅費のうち、旅行完了後において数件を取りまとめて請求する場合又は旅行地、旅行月日及び用務が同一のものについて、同時に数件の旅行命令(依頼)を発するもので、支出命令者が適当と認めたもの 旅費請求書(集合)(別記第8号様式)
 - (3) 条例第2条第4号に規定する赴任に伴う旅費 赴任旅費請求書(別記第9号様式)又は知事が別に定める様式
 - (4) 日額旅費を支給する出張の旅費 日額旅費請求書(別記第10号様式)
 - (5) 条例第3条第8項に係る旅費に相当する金額 当該金額に係る旅費に応じた前各号に掲げる請求書
- 2 条例第8条第1項に規定する必要な書類は、別表のとおりとする。ただし、旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合には、次項に規定する請求書に相当するものをもつて、同表に規定する額を証明するに足る書類又はその支払を証明するに足る書類に代えることができる。
- 3 旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合において、支出命令者が認めた請求書に相当するものをもつて、第1項第5号に掲げる請求書に代えることができる。
- 4 旅行命令権者及び支出命令者は、旅行者又は旅行役務提供者が請求書を提出した場合には、その請求内容が適切であるかを確認するものとする。
- 5 前項の場合において、請求書を提出した者が旅行役務提供者であるときは、旅行命令権者及び支出命令者は、旅行者に対して必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(旅費の請求手続の特例)

第11条 条例第8条第1項に規定する請求手続のうち別に定めるものについては、同項の規定にかかわらず、庶務事務システムを使用して行うことができる。この場合において、同項の規定により添付すべき書類は、別に定めるところにより提出しなければならない。

(日額旅費)

第12条 船員である職員が当該業務を行うために旅行をした場合は、日額旅費を支給する。

2 前項の日額旅費の種類は、食卓料とし、乗船し、航海、荷役、船舶保全その他の船務に従事する期間(負傷又は疾病的ため乗船中船務に従事しない期間を含む。)について日額1,120円(航海が20日以上の場合にあつては、1,395円)を支給する。ただし、旅行命令権者は、必要があると認める場合には、この項前段に定める額の範囲内において現物をもつて給与することができる。

(旅行諸雑費)

第13条 条例第14条第2項に規定する規則で定める経費の種類及び額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 渡船料 実費額
 - (2) 有料道路利用料 実費額
 - (3) 駐車場料 実費額
 - (4) 施設の入場料 実費額
- 2 前項各号に掲げる経費を支給する場合は、条例第14条第1項に定める額に加算して支給する。
- (宿泊費基準額等)

第14条 条例第15条に規定する規則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

- (1) 国際会議（知事及び副知事が出席するものに限る。）において主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。
- (2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるとき。

（宿泊手当の額等）

第15条 宿泊手当の額は、条例第15条の規定により支給される宿泊費又は条例第16条の規定により支給される包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、条例第17条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 条例第17条に定める額の3分の2の額
- (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 条例第17条に定める額の3分の1の額
- 2 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前項の規定にかかわらず、条例第17条に定める額とする。ただし、条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合は、当該額の3分の1の額とする。
- 3 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、条例第17条及び前2項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（給与の種類）

第16条 条例第28条第3項に規定する規則で定める給与の種類は、鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号。以下「給与条例」という。）に規定する給料、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（給与条例第13条の2の規定による手当を含む。）、農林漁業普及指導手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日給、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）又はこれらに相当する給与とする。

（通勤手当との調整）

第17条 旅行者が給与条例第11条に規定する通勤手当又はこれに相当する給与（以下この条において「通勤手当等」という。）の支給を受けている場合であつて、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、知事が別に定める場合に限り、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。

（年度経過等による区分）

第18条 移動中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。別表を次のように改める。

別表(第10条関係)

区分		添付書類
1 鉄道賃	条例第10条第1項第1号に掲げる運賃（運賃の等級が区分された鉄道による移動に限る。）	(1) 運賃の等級及び額を証明するに足る書類 (2) その支払を証明するに足る書類
	条例第10条第1項第2号から第5号までに掲げる費用	(1) その支払を証明するに足る書類（急行料金、寝台料金及び座席指定料金にあつては、知事が必要と認める場合に限る。）
2 船賃	条例第11条第1項第1号に	(1) 運賃の等級及び額を証明するに

	掲げる運賃（運賃の等級が区分された船舶による移動に限る。）	足る書類 (2) その支払を証明するに足る書類
	条例第11条第1項第2号から第4号までに掲げる費用	(1) その支払を証明するに足る書類
3 航空賃	条例第12条第1項第1号に掲げる運賃	(1) 運賃の等級及び額を証明するに足る書類 (2) その支払を証明するに足る書類
	条例第12条第1項第2号及び第3号に掲げる費用	(1) その支払を証明するに足る書類
4 その他の交通費	条例第13条第1項各号に掲げる費用	(1) その支払を証明するに足る書類 (条例第13条第1項第1号にあつては、知事が必要と認める場合に限る。)
5 宿泊費		(1) その支払を証明するに足る書類 (2) 第14条各号のいずれかに該当することを証明するに足る書類（条例第15条ただし書に該当する場合に限る。以下この表において同じ。）
6 包括宿泊費		(1) その支払を証明するに足る書類 (2) その移動に係る交通費の内容を証明するに足る書類
7 転居費		(1) その支払を証明するに足る書類 (2) 転居を証明する書類 (3) 同居する家族であることを証明する書類（家族の転居に要する費用を含む場合に限る。） (4) 条例第20条第2項に規定する期間の延長を証明するに足る書類（同項に該当する場合に限る。）
8 着後滞在費（旅行諸雑費及び宿泊手當に相当する部分を除く。）		(1) その支払を証明するに足る書類 (2) 第14条各号のいずれかに該当することを証明するに足る書類
9 家族移転費（旅行諸雑費及び宿泊手當に相当する部分を除く。）		(1) その支払を証明するに足る書類 (2) 移転を証明する書類 (3) 同居する家族であることを証明する書類 (4) 第14条各号のいずれかに該当することを証明するに足る書類
10 条例第21条に規定する旅費		(1) 請求する種目に相当するものに応じた1の項から9の項までに掲げる書類 (2) 退職等の事由を証明する書類 (3) 所定の期間内に帰住又は退職等に伴う旅行をしたことを証明するに足る書類 (4) 旅行中に退職等となつたことを証明する書類
11 条例第3条第2項（第1号を除く。）に規定す		(1) 請求する種目に相当するものに

る旅費	応じた1の項から9の項までに掲げる書類 (2) 職員の死亡及びその死亡地を証明する書類 (3) 帰住を証明する書類(遺族が帰住した場合に限る。) (4) 遺族であることを証明する書類
12 条例第3条第6項に規定する旅費	(1) 損失となる金額又は支出を要する金額を証明するに足る書類 (2) 旅行命令等の変更、条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者の死亡又は第4条第1項各号に掲げる場合に該当することを証明する書類 (3) 同居する家族であることを証明する書類(転居費のうち家族の転居に要する費用又は家族移転費に相当するものを含む場合に限る。)
13 条例第3条第7項に規定する旅費	(1) 天災又は第4条第3項各号に掲げる事情により旅費額を喪失したことを証明するに足る書類 (2) 喪失額を証明するに足る書類
14 条例第27条第1項に規定する旅費	(1) 請求する種目に相当するものに応じた1の項から9の項までに掲げる書類 (2) 条例第27条第1項の規定に該当することを証明するに足る書類

別記第1号様式中「第1条関係」を「第7条関係」に改め、同様式その1中

「

居 住 地	
居住地起点名	在勤公署起点名
出発区分	到着区分

」

を

「

居 住 地	

」

に、「

出張地(経由地)

」を

「

出張地(経由地等)

」に,

「

内	鉄道賃	急行料	航空賃	船賃	車賃	旅行諸雑費	宿泊料	食卓料	その他
J R	新幹線	()	()	()	km	県内 日	甲 泊	夜	()

」

	他鉄道 () 空港バス 訳 ()	特急 () 急行 ()			私有車 km (km)	県外 日 公用車キロ 数 km	乙 泊		加給
--	--------------------------------	------------------------	--	--	--------------------	-----------------------------	--------	--	----

を

「

	鉄道賃	航空賃	船賃	その他の交通費	旅行諸雑費	宿泊費	包括宿泊費	宿泊手当	その他
内	J R () 他鉄道 ()			タクシー () レンタカー () バス () 私有車 km ()	定額 日 () その他 ()	泊 ()	泊 ()	泊 ()	
									加給
訳									

に改め、同様式その1備考1(2)から(8)までを次のように改める。

- (2) 出発地、出張地及び到着地は、用務地及び宿泊地の名称を旅行計画に基づき暦日に従い記載すること。
- (3) 金額は、算用数字をもつて円位まで記載すること。
- (4) 鉄道賃、航空賃及び船賃の欄は、目的地間の運賃等を記載すること。
- (5) その他の交通費の欄は、タクシー及びレンタカーを利用した場合にあつてはその利用に要した金額を、バスを利用した場合にあつては目的地間の運賃等を、私有車を利用した場合にあつては私有車により旅行した全路程を通算して計算し、通算した路程に1キロメートルにつき25円を乗じて得た金額を記載すること。
- (6) 旅行諸雑費の欄は、条例第14条第1項に定める額（旅行諸雑費の額（定額））又は同条第2項に定める額（その他）を記載すること。
- (7) 宿泊費及び包括宿泊費の欄は、その旅行に要した宿泊費等の金額を記載すること。
- (8) 宿泊手当の欄は、その旅行における宿泊手当の金額を記載すること。

別記第1号様式その1備考1中(9)及び(10)を削り、同様式その1備考1中(11)を(9)とし、同様式その1備考1(12)中「、航空機等の利用承認に係る事項」を削り、「第30条」を「第26条」に改め、同様式その1備考1中(12)を(10)とし、(13)を(11)とし、(14)を(12)とし、同様式その2中

「

居 住 地	
居住地起点名	在勤公署起点名
出発区分	到着区分

を

「

居 住 地

「 」

「出張地(経由地)」に、出張地(経由地等)に、

内 訳	鉄道賃	急行料	航空賃	船賃	車賃	旅行諸雑費	宿泊料	食卓料	その他
	J R () 他鉄道 () 空港バス ()	新幹線 () 特急 () 急行 ()			km 私有車 km (km)	県内 日 県外 日 公用車キロ 数 km	甲 泊	夜 ()	

を

「鉄道賃 航空賃 船賃 その他の交通費 旅行諸雑費 宿泊費 包括宿泊費 宿泊手当 その他

内 訳	J R () 他鉄道 ()			タクシー () レンタカー () バス () 私有車 km ()	定額 日 その他 () ()	泊 ()	泊 ()	泊 ()	
--------	--------------------------	--	--	--	------------------------------	----------	----------	----------	--

に改め、同様式その3中

「氏名 居住地
居住地起点 在勤公署起点」

を

「氏名 居住地」

に、出発地
(在勤公署)を出発地に、交通機関を交通手段に、

「出張地
(経由地)を出張地
(経由地等)に、到着地
(在勤公署)を

「到着地に改める。」

別記第2号様式中「第1条関係」を「第7条関係」に改め、同様式その1中

「

居 住 地	
居住地起点名	在勤公署起点名
出発区分	到着区分

」を

「

居 住 地	

」に、「

出張地(経由地)

」を

「

出張地(経由地等)

」に,

「

	鉄道賃	急行料	航空賃	船賃	車賃	旅行諸雑費	宿泊料	食卓料	その他
内	J R () 他鉄道	新幹線 () 特急	()	()	km 私有車	県内 日 県外 日	甲 泊	夜 ()	
訳	() 空港バス	() 急行			km (km)	公用車キロ 数	乙 泊		加給
	()	()			km				

」

を

「

	鉄道賃	航空賃	船賃	その他の 交通費	旅行諸雑費	宿泊費	包括宿泊費	宿泊手当	その他
内	J R () 他鉄道	()	()	タクシー () レンタカー () バス () 私有車 km ()	定額 日 その他	泊 ()	泊 ()	泊 ()	
訳									加給

」

に改め、同様式その2中 「

出張地(経由地)

」を 「

出張地(経由地等)

」に,

「

	鉄道賃	急行料	航空賃	船賃	車賃	旅行諸雑費	宿泊料	食卓料	その他
内	J R ()	新幹線 ()	()	()	km	県内 日	甲 泊	夜 ()	

」

	他鉄道 () 空港バス 訳 ()	特急 () 急行 ()			私有車 km (km)	県外 日 公用車キロ 数 km	乙 泊		加給
--	--------------------------------	------------------------	--	--	--------------------	-----------------------------	--------	--	----

を

「

	鉄道賃	航空賃	船賃	その他の交通費	旅行諸雑費	宿泊費	包括宿泊費	宿泊手当	その他
内	J R () 他鉄道 ()			タクシー () レンタカー () バス () 私有車 km ()	定額 日 () その他 ()	泊 ()	泊 ()	泊 ()	
									加給
訳									

」

に改める。

別記第3号様式中「第1条関係」を「第7条関係」に、「旧在勤公署起点」を
 「旧在勤公署住所」に、「新在勤公署起点」を「新在勤公署住所」に,
 「扶養親族」を
 「家族」に,

	旅行日		出発地		経由地		到着地		
職員	赴任旅行経路								
	移転経路								
	移 転 料		Km	着後手当		泊 日	()		
内	鉄道賃	急行料	航空賃	船賃	車賃	旅行諸雑費	宿泊料	食卓料	その他
	J R () 他鉄道 ()	新幹線 () 特急 ()	()	()	km	県内 日 県外 日 公用車キロ 数 km	甲 泊 乙 泊	夜 ()	
訳	空港バス ()	急行 ()							加給
計									
	旅行日		出発地		経由地		到着地		
	!	!	!	!	!	!	!	!	

扶 養 親 族	赴任旅行経路							
	移転経路							
	移 転 料	Km	()					
	扶 養 親 族 移 転 料							
	1 2 歳 以 上		12歳未満 6歳以上		6 歳 未 満	計		
	人		人		人	人 ()		
扶 養 移 親 族 内 訳	続柄	氏 名	生年月日	年齢	続柄	氏 名	生年月日	年齢

を

「

職 員			旅 行 日	出発地	経由地等	経由地等	到着地
	赴 任 旅 行 経 路						
	転 居 費		()		着 後 滞 在 費	泊 日	()
内 訳	鉄道賃	航空賃	船賃	その他の 交通費	旅行諸雑費	宿泊費	包括宿泊費
	J R			タクシー	定額	泊	泊
	()	()	()	()	日	()	()
	他鉄道			レンタカー	()		
	()			()	その他		
				()	()		
計				バス			
				()			
				私有車			
				km			
家族 移 転 費				()			
	旅 行 日		出発地		経由地等		到着地
	赴 任 旅 行 経 路						
	転 居 費		()		着 後 滞 在 費	泊 日	()
家族 移 転 内 費 訳	続柄	氏 名	金 額	続柄	氏 名	金 額	

」

に改め、同様式備考3中「扶養親族は」を「家族移転費は」に、「第2条第1項第6号」を「第20条第1項第1号」に、「扶養親族に」を「家族に」に改める。

別記第4号様式中「第1条関係」を「第7条関係」に改める。

別記第5号様式中「第7条の2関係」を「第9条関係」に、

「

居住地	
居住地起点名	在勤公署起点名
出発区分	到着区分

」を

「

居住地	

」に、「

出張地(経由地)

」を

「

出張地(経由地等)

」に、

「

	鉄道賃	急行料	航空賃	船賃	車賃	旅行諸雑費	宿泊料	食卓料	その他
	J R	新幹線	()	()	()	km 私有車	県内 日 県外 日	甲 泊	夜 ()
内 訳	() 他鉄道	() 特急	()	()	()	km km (km)	乙 泊	()	加給
() 空港バス	() 急行	()	()	()	()	公用車キロ 数	()	()	()
()	()	()	()	()	()	km	()	()	()

」を

「

	鉄道賃	航空賃	船賃	その他の 交通費	旅行諸雑費	宿泊費	包括宿泊費	宿泊手当	その他
	J R	()	()	()	タクシー レンタカー	定額 () その他	泊 ()	泊 ()	泊 ()
内 訳	() 他鉄道	()	()	() バス	()	()	()	()	()
()	()	()	() 私有車	()	()	()	()	()	()
()	()	()	km ()	()	()	()	()	()	()

」を

に改める。

別記第6号様式中「第7条の2関係」を「第9条関係」に、「

旧在勤公署起点

」を
「

旧在勤公署住所

」に、「

新在勤公署起点

」を「

新在勤公署住所

」に、
「

扶養親族

」を

「

家	族
---	---

」に、

職員	旅行日	出発地	経由地	経由地	到着地				
	赴任旅行経路								
	移転経路								
移 転 料	Km ()		着後手当	泊 日 ()					
内訳	鉄道賃	急行料	航空賃	船賃	車賃	旅行諸雑費	宿泊料	食卓料	その他
	JR	新幹線 ()			km 日	県内 県外	甲泊 乙泊	夜 ()	
	他鉄道	特急 ()							
	空港バス	急行 ()				公用車キロ 数 km			加給
計									
扶養親族	旅行日		出発地	経由地	経由地	到着地			
	赴任旅行経路								
	移転経路								
	移 転 料	Km ()							
	扶養親族赴任旅費								
	12歳以上	12歳未満6歳以上	6歳未満	計					
人	人	人	人 ()						
扶養移親族内訳	続柄	氏名	生年月日	年齢	続柄	氏名	生年月日	年齢	

を

「

職員	旅行日	出発地	経由地等	経由地等	到着地				
	赴任旅行経路								
	転居費		着後滞在費	泊日 ()					
内	鉄道賃	航空賃	船賃	その他の交通費	旅行諸雑費	宿泊費	包括宿泊費	宿泊手当	その他
	JR			タクシー ()	定額 日 ()	泊 ()	泊 ()	泊 ()	
	他鉄道			レンタカー ()	その他 ()				
	()			バス ()	()				加給

訳			() 私有車 km ()					
計								
家族移転費	旅 行 日			出発地	経由地等	経由地等	到着地	
赴任旅行経路								
転居費	着後滞在費			泊日	()			
家族移転内費訳	続柄	氏 名	金額	続柄	氏 名	金額		

に改める。

別記第7号様式中「第7条の3関係」を「第10条関係」に改め、同様式その1及びその2中

居 住 地	
居住地起点名	在勤公署起点名
出発区分	到着区分
-----	-----
-----	-----

を

居 住 地	
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----

に、「出張地(経由地)」を

出張地(経由地等)	
-----	-----

に、

内 訳	鉄道賃	急行料	航空賃	船賃	車賃	旅行諸雑費	宿泊料	食卓料	その他
	JR () 他鉄道	新幹線 特急	()	()	km 私有車	県内 日 県外 日	甲 泊	夜 ()	
	() 空港バス	() 急行			km (km)	公用車キロ 数	乙 泊		加給
	()	()			km				

を

内	鉄道賃	航空賃	船賃	その他の交通費	旅行諸雑費	宿泊費	包括宿泊費	宿泊手当	その他
	JR			タクシー	定額	泊 日 ()	泊	泊 ()	

	() 他鉄道	()	()	() レンタカー	() その他					
	()			() バス	()					加給
訳				() 私有車 km ()						

に改め、同様式その3中 「出張地（経由地）」 を 「出張地（経由地等）」 に、

内 訳	鉄道賃	急行料	航空賃	船賃	車賃	旅行諸雑費	宿泊料	食卓料	その他
	J R	新幹線			km 私有車	県内 県外 km 公用車キロ 数	甲 日 乙 日 泊	泊	夜 () 加給
	() 他鉄道	() 特急	()	()					
	() 空港バス	() 急行							
	()	()			(km)	km km			

を

内 訳	鉄道賃	航空賃	船賃	その他の 交通費	タクシー	旅行諸雑費	宿泊費	包括宿泊費	宿泊手当	その他
	J R				レンタカー	定額 日 () その他	泊 ()	泊 ()	泊 ()	
	() 他鉄道	()	()	() バス	() 私有車 km ()					
	()									

に改める。

別記第8号様式を次のように改める。

第8号様式(第10条関係)

その1

旅 費 請 求 書 (集合)

(年 月分)

備考 旅費請求書の各欄は、その組織に応じ適宜補正して使用するものとする。

その2

旅 費 請 求 書 (集合)

備考1 予算科目の目ごとに小計を付するか、又は目ごとに別紙とすること。

2 旅行命令票の番号順に記載すること。

3 支出命令票により、科目仕訳するか、又は科目仕訳書を添えること。

別記第9号様式中「第7条の3関係」を「第10条関係」に、「旧在勤公署起点」を

「旧在勤公署住所」に、「新在勤公署起点」を「新在勤公署住所」に、

「扶養親族」を

「家族」に、

職員			旅行日	出発地	経由地	経由地	到着地	
	赴任旅行経路							
	移転経路							
移転料	Km	()	着後手当	泊日	()			
鉄道賃	急行料	航空賃	船賃	車賃	旅行諸雑費	宿泊料	食卓料	その他
JR	新幹線			km	県内 日 県外 日	甲 泊	夜	
()	()	()	()		公用車キロ 数	乙 泊	()	
他鉄道	特急				km			加給
()	()							
空港バス	急行							
()	()							
計								
扶養親族		旅行日	出発地	経由地	経由地	到着地		
扶養親族	赴任旅行経路							
	移転経路							
移転料	Km	()						
扶養親族移転料								
12歳以上		12歳未満6歳以上		6歳未満	計			
人		人		人	人	()		
扶養親族内訳	続柄	氏名	生年月日	年齢	続柄	氏名	生年月日	年齢

を

職員			旅行日	出発地	経由地等	経由地等	到着地		
	赴任旅行経路								
	転居費				着後滞在費	泊日	()		
移転料	鉄道賃	航空賃	船賃	その他の交通費	旅行諸雑費	宿泊費	包括宿泊費	宿泊手当	その他
JR				タクシー	定額	泊日	()	()	

	() 他鉄道 ()	()	()	() レンタカー () バス () 私有車 km ()	() その他 ()						
訳											加給
計											
家族移転費			旅 行 日		出発地	経由地等	経由地等	到着地			
	赴任旅行経路										
	転居費			()	着後滞在費	泊日		()			
家族移転内費訳	続柄	氏 名	金額	続柄	氏 名	金額					

に改める。

別記第10号様式中「第7条の3関係」を「第10条関係」に改め、同様式その1を削り、同様式その2を同様式とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鹿児島県職員等の旅費支給規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下この項及び第4項において「施行日」という。）以後に鹿児島県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年鹿児島県条例第40号。以下この項において「改正条例」という。）第1条の規定による改正後の鹿児島県職員等の旅費に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第26号。以下この項及び次項において「新条例」という。）第2条第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正条例第1条の規定による改正前の鹿児島県職員等の旅費に関する条例（以下この項及び次項において「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新規則第4条第2項及び第4項の規定は、新条例第3条第6項及び第7項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

4 施行日以後に完了する赴任に伴う旅費については、前2項の規定にかかわらず、新規則の規定を適用する。

(旧様式の使用)

- 5 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県職員等の旅費支給規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。